

**トマト住宅ローンご利用者向けローン
【不動産担保型】**

項 目	内 容
名 称	トマト住宅ローンご利用者向けローン【不動産担保型】
ご利用いただける方	<p>1. 当社で住宅ローン（保証付）のお取引がある方または当社で住宅ローン（保証付）と同時申込みされる方</p> <p>※対象は中国総合信用㈱保証付住宅ローンに限りご利用いただけます。全国保証付住宅ローン、無担保の住宅ローン、住宅金融支援機構および年金福祉医療機構等公的住宅融資は対象外となります。</p> <p>2. お借入れ時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方で完済時の年齢が満 80 歳未満の方</p> <p>3. 前年度年収が 200 万円以上で継続して安定収入が得られる方</p> <p>4. 勤務年数 1 年または営業年数が 2 年以上ある方</p> <p>5. 勤務地または居住地のいずれかが当社取扱店の営業区域内にある方（ただし東京支店、大阪支店は除きます。）</p> <p>6. 団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>7. 過去に（カード）ローン延滞事故、租税公課の滞納等がない方</p> <p>8. 中国総合信用㈱の保証が受けられる方</p>
お 使 い み ち	<p>個人の健全な消費資金</p> <p>ただし、事業性資金を除きます。</p> <p>※個人の健全な消費資金とは耐久消費財購入費用、医療費用、冠婚葬祭費用、他金融機関の借換資金、その他生活関連費用等の支払先が明確な資金。ただし、いずれも振込条件となります。</p>
ご 利 用 金 額	<p>10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）</p> <p>ただし、ご利用中または申込中の住宅ローン残高の 50%が上限となります。</p>
ご 利 用 期 間	<p>1 年以上 40 年以内（1 年単位）</p> <p>ただし、ご利用中またはお申込中の住宅ローンの返済期間の範囲内とします。</p>
お 借 入 利 率	<p>変動金利・・・当社で定める短期プライムレートを基準金利に年 2 回変動します。</p> <p>※毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日の当社の短期プライムレートを基準に見直しするものとし、7 月および翌年 1 月の約定返済分から適用いたします。（銀行が休業日の場合は翌営業日）（年 2 回見直し）</p> <p>※お借入利率は所定の審査により決定いたします。</p>
ご 返 済 方 法	<p>1. 毎月元利均等返済</p> <p>2. 毎月元利均等返済に、ボーナス時増額返済(年 2 回、6 か月毎)を併</p>

	<p>用することもできます。（ボーナス時増額返済分は最高ご利用金額の40%まで組み入れできます。）</p> <p>※自営業者および会社役員の方は、ボーナス時増額返済の併用はできません。</p>	
保証会社	中国総合信用(株)	
保証人	保証会社の保証制度をご利用いただきますので、原則保証人は不要ですが、案件によってはお願いすることがあります。（保証料は別途ご負担いただきます）	
担保	<p>ご利用中またはお申込中の住宅ローンと同じ物件に、保証会社が第2順位の抵当権を設定させていただきます。（担保設定に必要な費用は別途ご負担いただきます。）</p> <p>※ただし、第1順位設定は中国総合信用(株)に限ります。</p>	
団体信用生命保険	お借入れに際して、当社が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収証明書類（公的証明書、源泉徴収票、確定申告書等） ・ 資金使途を確認できる資料（見積書、請求書、返済予定表他） ・ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） ・ 住民票（同居家族全員の記載があるもの） ・ 担保関係資料 ・ その他、必要書類については窓口でお尋ねください。 	
手数料（税込）	お借入れ時にお支払いただく手数料 有担保ローン取扱手数料	33,000 円
	一括返済・一部繰り上げ返済・返済方法変更手数料・ 利率変更手数料	11,000 円
保証料	<p>所定の保証料率による保証料が必要となります。</p> <p>※保証料は一括でお支払いいただくか、または分割（お借入利率に上乘せ）してご返済いただくかをお選びいただけます。</p>	
民事再生時の住宅資金特別条項について	<p>第二順位の抵当権が設定されている場合、民事再生時の住宅資金特別条項が適用されません。</p> <p>（民事再生法第十章 住宅資金貸付債権に関する特則）</p> <p>債務の支払いに困難を生じたときに利用することができる民事再生手続きは、債務の弁済計画を再生計画案として裁判所に提出し、その許可を得て、支払可能な状態を整備する制度です。</p> <p>「住宅資金貸付債権に関する特則」は、その中で、住宅・敷地に抵当権が設定されているもの（住宅資金貸付債権）のために定められた特別の定めです。</p> <p>再生計画案に住宅資金貸付債権の将来の支払方法（住宅資金特別条項）を含めて申し出、これが裁判所で認可されると、住宅資金特別条項の定めたとおりの支払いをすることができるとするもので、住宅や敷地</p>	

	を処分しないで債務の整理をすることができるメリットがあります。 なお、住宅資金貸付債権以外の債権についても民事再生法が定める一定の支払が必要となります。
そ の 他	ご返済額（試算）および金利については、当社窓口までお問い合わせください。
当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772

※ お申込みにあたっては、当社所定の審査があります。審査の結果によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。

(2024年2月1日現在適用中)